

# 全国司法書士女性会FAX通信186号 (2008年3月号号外1)

発行責任者 会 長 長谷川 歌子  
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7  
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内  
tel 072-981-5281 fax 072-987-3460  
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

## 選択的夫婦別姓などの民法改正の実現を！

民主党衆議院議員 小宮山 洋子

選択的夫婦別姓などの民法改正を、法制審議会が答申してから、12年も経ってしまいました。他の課題については、政府の審議会が答申を出せば、政府提出の法案として国会に提出され、審議され、多くは成立するのが通常形です。ところが、夫婦別姓については、伝統的な家族を壊すなどという、自民党の右派、保守派の反対にあい、議員立法で提出しても、審議もまともにできない状態が続いています。選択的夫婦別姓や、非嫡出子の相続差別撤廃などの民法改正案を、野党共同で、衆参に14回提出してきました。

3月5日に、民法改正の院内集会在、民法改正ネットの主催で開かれました。各党代表や参加議員が挨拶をし、民主党が第一党になり、与野党が逆転した参議院に、この通常国会で法案を提出し、審議をして、参議院では可決をし、衆議院につきつて、みなさんの声をバックに、成立に向けて力を合わせていこうと、氣勢をあげました。

私自身も、NHKの解説委員の頃から、多用な選択肢があるのが豊かな社会で、その試金石となるのが、夫婦別姓の選択だという解説をたびたびしてきました。社会的に姓が変わると不利益をこうむること、何よりも、自分の一部となってきた姓を結婚によって奪われることはアイデンティティーの喪失になること、97～98%女性が姓を変えていることなど、選べたい人が別姓を選べるようにすべき理由は、説得力があります。一方、反対の理由の、伝統的家族が崩壊する、離婚が増える、子の福祉に反するなどは、説得力に欠けるものばかりです。世界的に見ても、同性を強制している国は、ついに日本だけになりました。非嫡出子の相続差別も日本とフィリピンだけです。

最近の世論調査で、以前より反対が増えたといわれていますが、内閣委員会でも指摘しましたが、世論調査を、依然として固定電話でしているため、携帯しか持たない若い人や、仕事をしている人の意見が入りにくくなっています。反対しているのは60代以上で多く、これから結婚する人など若い世代では賛成が多いのです。

この国会で、参議院で可決し、議論を起こしたいと考えています。そして、解散総選挙で、政権交代をして、何としても、民法改正を実現しましょう！